

欧州における新しい意匠制度

- 物品の意匠から製品の意匠への大転換 -

会員 青木 博通



目次

1. 欧州意匠制度に関する動き
2. 欧州議会・理事会指令
3. 指令に基づく改正英国意匠法
4. 欧州共同体意匠規則
5. 欧州共同体意匠規則の活用と商標への影響
6. 我が国意匠制度への示唆

1. 欧州意匠制度に関する動き

物の自由な移動 (free movement of goods) を可能とする欧州共同体域内の市場の単一化を目指すために、加盟国各国の法律の共通化 (approximation) が図られている。

欧州の商標制度については、欧州理事会指令⁽¹⁾に基づき、商標制度が共通化し、その後欧州共同体商標規則が施行され⁽²⁾、欧州共同体全域 (15カ国) をカバーする欧州共同体商標権の取得が可能となっている⁽³⁾。

欧州の意匠制度については、1999年11月17日に欧州議会・理事会指令 (DIRECTIVE 98/71 EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL OF 13 OCTOBER 1998 ON THE LEGAL PROTECTION OF DESIGNS) が発効し、加盟国は2001年10月28日までにこの指令に基づき自国の意匠制度を整備する必要があった。しかしながら、現在のところ、イタリア、フランス、デンマーク、英国は法改正を終えているが、ドイツ等法改正を終えていない国もある。

欧州共同体全域 (15カ国) をカバーする意匠制度に関する欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs) は、2001年12月12日に成立し、無方式で権利が発生する非登録共同体デザイン権については、2002年3月6日に施行されており、出願・登録を必要とする登録共同体意匠権については、2003年の早い時期に商標と同様にスペインの観光地アリカンテにある OHIM (Office for Harmonization in the Internal Market/

Trademarks and Designs / 欧州共同体商標意匠庁) で受け付けられることになっている。

本稿では、まず、欧州議会・理事会指令と本指令に基づく改正英国意匠法、欧州共同体意匠規則の概要について解説し、最後に 欧州共同体意匠規則の活用法、我が国意匠法への示唆について言及する⁽⁴⁾。

2. 欧州議会・理事会指令

欧州共同体加盟国は、本指令⁽⁵⁾の内容に沿った意匠制度を整備する必要があり、欧州共同体意匠規則も本指令に基づき構成されている。本指令を知ることは、今後の欧州共同体加盟国における意匠制度及び欧州共同体意匠規則の登録要件、意匠権の効力範囲を知ることになり重要である。

本指令は、欧州共同体加盟国の意匠法を全面的に共通化するものではなく、単一の域内市場の確立に影響を及ぼす規定についての共通化を目指すものである。従って、罰則、救済措置については触れていない。

なお、本指令の解釈については、すでに商標に関する指令で経験したように、欧州司法裁判所の判決により今後明確になってくるものと思われる⁽⁶⁾。

(意匠の定義 - 1条) - 「物品」から「製品」へ

「意匠」とは、製品全体又は部分の外観 (appearance of the whole or a part of a product) であって、当該製品自体及び/又はその装飾の、特に線、輪郭、色彩、形状及び/又は素材の特徴に由来する外観をいうと定義されており、部分意匠も含まれる。旧英国意匠法にあった審美性 (eye appeal) は要件になっていない。

また、「製品」⁽⁷⁾とは、あらゆる工業品または手工芸品 (any industrial or handicraft item) をいい、とりわけ (inter alia)、1個の複合製品 (complex product) に組み立てることを意図した部品、包装、表装 (get up)、グラフィックシンボル、タイプフェイス⁽⁸⁾が含まれる。

但し、コンピュータプログラムは含まれない。

ここで重要な点は、意匠の成立に日本の意匠法のように物品性を要求せず、製品なる広い概念を導入した点である。そして、製品には、グラフィックシンボルのような物品性のないものも含まれることになっている。英国特許庁のホームページには、グラフィックシンボルの中には、アイコンが含まれる旨解説されており、情報化時代にも対応可能な意匠制度となっている。また、後述するように図形商標の保護として、あらゆる製品に権利の効力が及ぶ欧州の意匠制度の活用が考えられる。

(指令の適用範囲 - 2条)

本指令は、加盟国で登録された意匠権(出願)、ベネルクス意匠庁に登録された意匠権(出願)、加盟国の一つに効力の及ぶ国際的取り決めに基づいて登録された意匠権(出願)に適用される。

登録又は出願に限定されているため、英国の非登録デザイン権は、本指令の適用外となる。

(保護要件 - 3条)

加盟国は登録により意匠を保護し、本指令に従い、排他権(exclusive rights)を与える。

意匠は、新規性及び独自性を具備している範囲で、意匠権により保護される。

複合製品(製品の分解及び再組み立てを可能にする、交換可能な複数の構成部品からなる製品)の1部を構成する部品(component part)の意匠は、当該意匠が複合製品に組み込まれた場合、複合製品の最終使用者(end user)が通常の使用方法に従っている間、外部から見えること及び当該意匠の視覚的特徴(visible features of the component part)が新規性及び独自性を有することを条件に新規性及び独自性を具備している意匠と認められる。「通常の使用方法」には、メンテナンス、サービス、修理を含まない。

(新規性 - 4条)

同一の意匠が出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられ(available to the public)ていないときは、新規性(novelty)があるとみなされる。重要でない細部(immaterial details)において違う場合は、同一の意匠の範疇に含まれる。「公衆の利用に供せられ」の意味

については6条参照。

日本の意匠法3条1項に対応する規定であり、地域的限定のない世界公知主義をとっている。

(独自性 - 5条)

通常の情報に有する使用者(informed user)に与える全体的印象(overall impression)が、出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられた意匠と全体的印象と異なっているときは、独自性(individual character)があると判断される。独自性を評価する場合には、意匠を開発する際のデザイナーの自由度(degree of freedom of the designer)を考慮する。「公衆の利用に供せられ」の意味については6条参照。

日本の意匠法3条2項に対応する規定である。

(公開・新規性喪失の例外 - 6条)

意匠が、登録後の公告その他で公示され、展示され、取引において使用された等の場合には、当該意匠は新規性(4条)及び独自性(5条)との関係において公衆の利用に供せられていたものとみなされる。しかしながら、欧州共同体内で事業を営む当業者にとってビジネスの通常の過程で合理的に知り得なかった場合には(not reasonably have become known in the normal course of business to the circles specialized in the sector concerned, operating within the Community)、公衆に利用可能となったものとはみなされない⁽⁹⁾。

出願日(優先日)前12ヵ月以内に公衆に利用可能となった場合には、新規性を喪失しない(新規性喪失の例外規定)。

(技術的機能によって定められた意匠及び相互連結の意匠 - 7条)

技術的機能のみによって定められた製品の外観の特徴(features of appearance of a product which are solely dictated by its technical function)には、意匠権による保護は認められない。

いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する(mechanically connected to or placed in, around or against another product so that either product may perform its function)製品の外観には意匠権による保護は認められない。いわゆる「Must Fit」排除の規定である。

但し、モジュラーシステム内の相互に交換可能な製品の複数の組み立て又は連結を可能にするような意匠に該当する場合には (a design serving the purpose of allowing multiple assembly or connection of mutually interchangeable products within a modular system)、意匠権による保護が可能である。例えば、組立式棚 (shelving arrangements)、Lego 社のおもちゃブロックが該当する。

(公序良俗に反する意匠 - 8 条)

公序良俗に反する意匠 (designs contrary to public or morality) には、意匠権による保護は認められない。

(保護範囲 - 9 条)

通常の情報に有する使用者 (informed user) に対して、登録意匠と異なった全体的印象 (overall impression) を与えない意匠について、意匠権の保護範囲が及ぶ。

意匠権の保護範囲を評価する場合には、意匠を開発する際のデザイナーの自由度 (degree of freedom of the designer) を考慮する。

日本の意匠法と異なり、5 条の独自性の範囲 (不登録事由の範囲) と意匠権の保護範囲が一致している。

(存続期間 - 10 条)

存続期間は出願の日から 5 年間で、最大 25 年間まで更新できる。

優先権主張を伴う意匠の場合でも、出願日から起算される。

本指令に基づいて改正されたデンマーク意匠法では、通常意匠の存続期間については指令通りであるが、修理用部品 (スペアパーツ) については、出願日から最大 15 年間となっている。スペアパーツの保護については、本指令 14 条にあるように各国法に委ねられているため、このような期間が設けられたものと解する。

(登録の無効または拒絶 - 11 条)

(1) 以下の場合、意匠は拒絶 (refusal) され、無効 (invalidity) とされる。

- a) 1 条で定義する意匠に該当しない場合
- b) 3 条から 8 条までの要件を満たしていない場合
- c) 加盟国の法の下で権利を得ることが認められな

い場合

- d) 意匠が出願日 (優先日) 後に公衆の利用に供された、当該出願日 (優先日) 前にかかる先行意匠 (加盟国又は欧州共同体意匠規則における先行意匠出願・登録) と抵触する場合

(2) 以下の場合、加盟国は、意匠は拒絶し、無効とすると定めることができる。

- a) 意匠に識別性を有する標識が使用されている場合であって、標識の所有者に欧州共同体商標規則又は加盟国の法律により、かかる使用を禁止する権利が付与されている場合
- b) 加盟国の著作権法により保護されている著作物の権限なき使用に該当する場合
- c) パリ条約 6 条の 3 に掲げるもの (国の紋章等) に該当する場合等

無効を請求する場合の請求人適格についても、上記条項ごとに規定されている。例えば、1.d) の請求人適格は、先行意匠の出願人又は権利者に限られている。

意匠権が消滅し、または、放棄された後でも無効を宣言することができる。

(意匠権によって与えられる権利 - 12 条)

意匠登録は、意匠権者に意匠を使用し、第 3 者が自己の承諾を得ずにこれを使用することを阻止する排他権 (exclusive right) を与える。

「使用」には、意匠が組み込まれた又は利用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは使用、または、これらの目的のためにその製品を保管することが含まれる。

前欧州共同体欧州委員会事務総長首席補佐官のボズナー氏の説明によると、意匠権は使用にも及ぶので、例えば、意匠権侵害に該当するランプをロビーに使用しているホテルに対しても権利行使ができることになる⁽¹⁰⁾。

(意匠権の制限 - 13 条)

意匠権の効力は以下の場合制限される。

- a) 私的かつ非商業的使用 (acts done privately and for non-commercial purposes)
 - b) 実験目的でなされる行為 (experimental purposes)
 - c) 引用又は教育を目的とする複製行為
- さらに、以下の場合も意匠権の効力は制限される。

- a) 加盟国の領域内に一時的に入った他国籍の船及び航空機上の機器
- b) a)の修理を目的とする修理用部品(スペアパーツ)の輸入
- c) a)の修理の実施

(経過規定 - 14 条)

複合製品(例:自動車)の元の外観を回復させるために用いられる複合製品の修理用構成部品に関する意匠(例:自動車のドアの意匠)の使用についての加盟国の法律はそのまま維持する。

自動車の外観を元どりにするスペアパーツの保護については、自動車メーカーvs 部品メーカー・保険会社の対立があったため⁽¹¹⁾、妥協案として、スペアパーツについての規定は指令には設けず、各国の法律に委ねることとした。旧英国意匠法ではこのような Must Match 意匠の登録を認めていなかった。但し、欧州委員会は指令実施の日から3年後にスペアパーツについての報告書をまとめ、その1年後に必要な指令の変更について欧州議会及び理事会に提案をする必要がある。

なお、後述するように欧州共同体意匠規則では、Must Match 意匠の登録は認めるが、権利行使を制限するシステムが導入されている。

(権利の消尽 (exhaustion of right) - 15 条)

意匠権者が、又は意匠権者から同意を受けた者が、欧州共同体市場に置いた製品には、意匠権の効力は及ばない。欧州共同体域内の消尽について規定している。

欧州共同体商標理事会指令7条にも権利の消尽の規定があり、当該指令に関するシルエット判決では、国際消尽論は否定されている⁽¹²⁾。

(他の形式の保護との関係 - 16 条)

本指令は、非登録デザイン権、商標その他の識別力ある標識、特許、実用新案、タイプフェイス、民事責任 (civil liability)、不正競争に関する欧州共同体又は加盟国の法律を妨げるものではない。

(著作権との関係 - 17 条)

登録意匠権によって保護される意匠は、加盟国の著作権法により保護される。但し、保護の条件は各加盟

国が決定する。

(改正 18 条),(実施 19 条),(施行日 20 条),(名宛人 21 条) - 省略

3. 指令に基づく改正英国意匠法

欧州議会・理事会指令を受けた改正英国意匠法が、2001年12月9日に施行された。改正法は、本指令の法律概念を反映させるかたちでなされているが、文言が完全に一致するわけではない⁽¹³⁾。

英国意匠法の主な改正点・特徴は、以下の通りであるが、本指令と関係のない改正点も含まれている。

なお、英国の意匠法は、登録意匠権と非登録デザイン権の2本立てとなっているが、非登録デザイン権⁽¹⁴⁾については本指令の対象外となっているため改正されていない。

(1) 部分意匠(例:ティーポットの注ぎ口)の登録が可能。ペンのキャップ(Lid to Pen)は、部分意匠として登録できるが、通常の使用時に見えない(hidden parts)交換可能のインクカートリッジは、登録できない。

(2) タイプフェイス、コンピュータ・デスクトップ・アイコン、ロゴ商標も登録可能。アイコンは、意匠の定義のグラフィックシンボルに含まれる。

(3) 出願書類には、意匠を分類するため、製品名を記載する必要がある。「製品名の記載は、意匠権の効力範囲を限定するものではない(The listing of product(s) shall not be taken to limit the scope of protection conferred by registration of the design)」との記載が願書フォームにある。筆者の最近の経験では、部分意匠を出願する場合には、製品名は、日本のように製品の全体名(例:おもちゃ)を書くのではなく、米国のように製品の部分名(例:おもちゃの角)を記載した。また、アイコンを出願した際には、米国と同様に「computer generated image for a display panel or screen」なる製品名を記載した。

(4) 旧法では、意匠を広く保護するため「花模様」を、プレート、カーテン等の物品毎に別々に出願する必要があったが、「花模様」のみを登録できるので、1つの出願でこれらの物品に対しても保護を及ぼすことができる。もし、「Burberry の図柄」が新規であったとすれば、その図柄を登録すれば、衣服、ハンドバッグ、傘等すべてのアイテムへの使用について全体的印象が

異なる限り権利が及ぶことになる。

(5) 審美性の要件 (eye appeal) が削除され、従来登録できなかった「自動車用電気発電機 (electrical generator of an vehicles)」なども登録可能になった。

(6) 工業上の利用可能性 (Industrial Process) の要件も削除され、彫刻も登録可能となった。

(7) 新規性の陳述 (Statement of Novelty) の制度が廃止された。

(8) 意匠の要約記述書 (Brief Description) を提出できる。但し、この要約記述書に頼るのは危険で、「木製のアタッシュケース」と書いても、木目調のアタッシュケースの権利を確保したことにはならない。このような場合には、実際の木目調のアタッシュケースの写真を提出する必要がある (2002 年 3 月 20 日開催 AIPPI 日本部会主催の欧州意匠セミナーにおける Luckhurst 英国弁理士の発言)。

(9) Must Match 要件が削除され、スペアパーツも登録可能となった (但し、Must Fit を除く)。但し、第三者の修理目的の使用は、意匠権侵害を構成しない (7 条 A(5))。「使用」については、7 条(2)に定義があり、製造も含む。この結果、Must Match 意匠を登録した場合に、権利行使の対象となるのは、修理目的でない製造行為ということになる (例：自動車の製造)。

(10) 登録要件として、新規性 (世界公知)、独自性が必要。基準日は、出願日 (優先日)。複合製品 (Complex Product) の場合には、通常の使用状態で見えることが条件となっている。

新規性 (Novelty) 同一意匠又は重要でない部分での違いしかない意匠

独自性 (Individual Character) 通常の知識を有する者にとって、全体的印象が異なる意匠

この場合、デザイナーの創作の自由度を考慮する。「通常の知識を有する者 (informed user)」とは、意匠の専門家ではなく、その製品に通じている者をいう。例えば、カフェテリアの意匠であれば、ウェイトレスが該当する⁽¹⁵⁾。

(11) 出願日 (優先日) 前 12 ヶ月の新規性喪失の例外規定が設けられている。

(12) 旧法で可能であった連合意匠は登録できなくなった (associated designs are no longer registrable)。改良意匠は、自己の先行意匠と比べて、新規性、独自性がある場合にのみ登録できる。

(13) 旧法同様、機能的意匠、Must Fit 意匠は登録できない (1 条 C(1))。

(14) 出願中、または、登録意匠が無効とされる場合には、救済措置として、出願内容、登録意匠の修正 (ディスプレイスクリーンを含む) が可能 (3 条 B, 11 条 ZD)。

(15) 強制実施権制度の廃止 (旧法 10 条)

(16) 新たな無効事由の新設 (11 - 11ZF 条)

(17) 先願に係る出願意匠又は登録意匠に抵触することを理由とする無効審判は、これら先行意匠の所有者のみが請求できる (11 条 ZB(4))。

(18) 登録日は、出願日と同じで、存続期間は、出願日 (優先日でない) から、5 年で、更新により、最大 25 年間。

(19) 意匠登録は、意匠権者に意匠を使用し、第三者が自己の承諾を得ずにこれを使用することを阻止する排他権 (exclusive right) を与える (7 条(1))。「使用」には、意匠が組み込まれた又は利用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは使用、または、これらの目的のためにその製品を保管することが含まれる (7 条(2))。

(20) 通常の情報に有するユーザー (informed user) に対して、登録意匠と異なった全体的印象 (overall impression) を与えない意匠については、意匠権の効力が及ぶ (7 条(1))。この場合、意匠を創作するデザイナーの自由度 (degree of freedom of the designer) を考慮する (7 条(3))。登録意匠が Disclaimer をしている場合には、この点も考慮される (7 条(4))。

(21) 意匠登録前の行為については、権利行使できない (7 条(6))。

(22) 経過措置として、改正法施行前の出願・登録について、登録要件については、旧法が適用され、存続期間・侵害については、新法が適用される。従って、旧法時代の登録意匠の保護範囲は拡大することになる (優先日ではなく出願日から存続期間を起算、保護範囲が物品に限定されない)。但し、旧法時代の第三者の行為については旧法が適用される。

4. 欧州共同体意匠規則

欧州共同体意匠規則⁽¹⁶⁾は、英国意匠法と同様にデザインアプローチをとっており、最初に公衆に利用可能とされることにより無方式で権利が発生する (1) 非登録共同体デザイン権 (Right to the unregistered

Community design) と、登録により保護される (2) 登録共同体意匠権 (Right to the registered Community design) の 2 本立てとなっている。

登録共同体意匠の出願手続に関する細かな点は、2002 年 5 月頃に施行規則⁽¹⁷⁾として採択される予定である。

欧州共同体の 2 つの意匠権 非登録共同体デザイン権 (3 年間) - 2002 年 3 月 6 日 施行 登録共同体意匠権 (25 年間) - 2003 年出願受付予定

4.1 非登録共同体デザイン権

非登録共同体デザイン権は、意匠が欧州共同体内において最初に公衆に利用可能とされた日から無方式で権利が発生し、3 年間保護される (11 条 1 項)。意匠が日本で展示された場合でも、その情報が欧州共同体内で事業を営む者の知り得るところとなった場合には、非登録共同体デザイン権は発生する (11 条 2 項)。

英国の非登録デザイン権と異なり、日本の企業も当該権利を取得できる。

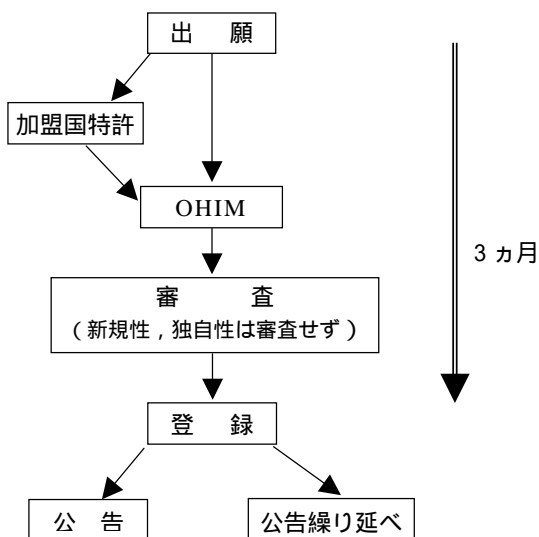
当該デザイン権の効力は著作権と同様に独自創作には権利の効力が及ばない相対的権利であり、欧州共同体全域をカバーする (19 条 2 項)。

保護対象・要件については欧州議会・理事会指令参照。

4.2 登録共同体意匠権

登録共同体意匠権の存続期間は、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) への出願の日から 5 年間であり、最長

欧州共同体意匠の登録までのフロー



25 年間まで更新できる (12 条)。

当該意匠権の効力は、独自創作にも権利の効力が及ぶ遮断効のある排他権であり、欧州共同体全域をカバーする (19 条 1 項)。

出願は、OHIM に直接に又は加盟国の特許庁を通じて間接的にすることができ、加盟国の特許庁は出願を 2 週間以内に OHIM へ転送する (35 条)。ロカルノ分類の同一分類に属することを条件に 1 出願に複数の意匠 (数の制限については現在検討中) を含めて出願する (multiple applications) ことができる (37 条)。日本企業が出願する場合には、欧州共同体加盟国の代理人を通じて出願する必要がある (78 条)。出願適格については、欧州共同体商標規則 (3 条及び 5 条) のような制限がない。出願方法には、窓口への提出の他に、ファックス、電子出願、郵便がある。出願から登録までの期間は 3 ヶ月を予定している。

新規性喪失の例外は、出願日 (優先日) 前 12 ヶ月間である (7 条 2 項)。当該例外の適用を受けるための手続は不要。

出願日 (優先日) から最大 30 ヶ月間、意匠の公告繰り延べ (deferment of publication) を請求でき (50 条 1 項)、費用のかかる図面は公告されない。多意匠 1 出願制度及び公告繰り延べ制度を利用して出願し、30 ヶ月以内に公告する意匠を限定することにより、公告費用の大幅な削減を図ることができる。

登録のための実体的要件は 欧州議会・理事会指令のものと同じである。但し、Must Match に該当するスペアパーツの保護については、指令では各国の裁量に任されているが、規則では、スペアパーツは登録できるが、権利の効力は修理目的のスペアパーツの使用には及ばないことになっている (110 条)。改正英国意匠法と同じ内容である。

意匠の定義、公序良俗違反以外の実体的要件については審査をすることなく登録する (47 条 1 項)。審査の決定に不服の場合には、OHIM 審判部 (55 条から 60 条)、さらに欧州意匠裁判所で争うことができる (61 条)。

登録共同体意匠権の無効については、OHIM 審判部へ審判請求することができ (52 条)、審判部の審決に不服の場合には欧州意匠裁判所で争うことができる。また、侵害訴訟における反訴 (counterclaim) に基づき、無効の宣言 (declaration of invalidity) が欧州意匠裁判

所によりなされる(24条)。欧州意匠裁判所には、第1審及び第2審の国内裁判所が指定される(80条)。

通常の情報を持っている使用者(informed user)に対して、登録意匠と異なった全体的印象(overall impression)を与えない意匠について、意匠権の保護範囲が及ぶ(10条1項)。願書に記載した製品の名称、意匠の説明、公告の繰り延べの記載は、意匠の保護範囲に影響を与えない(36条6項)。製品名を自動車として登録した場合、その意匠権の効力は、おもちゃの意匠にまで及ぶことになる(2002年3月20日開催AIPPI日本部会主催の欧州意匠セミナーにおけるMaier OHIM意匠部部長の発言)。日本の最高裁判決⁽¹⁸⁾にあるように物品の同一又は類似を前提とした意匠権の保護範囲の画定方法をとらない。

5. 欧州共同体意匠規則の活用と商標への影響

5.1 欧州共同体意匠規則の活用

- (1) 簡易で(1言語, 1出願, 一括費用), 早く(約3ヵ月), 安いコストで欧州共同体全域をカバーする意匠保護を受けることができる点は、本規則の最大のメリットといえる。
- (2) 製品を公衆に利用可能とした日から1年間は、非登録デザイン権による保護を享受して、製品の売れ行きを見て、売れ筋の製品について、1年間の新規性喪失の例外規定を利用してOHIMに意匠登録し、出願日から25年間の保護を受けるといった手法がとれる。
- (3) 多意匠一出願制度と公告繰り延べ制度を併用することにより、売れ筋の製品のみを公告することにより、公告費用を削減することができる。
- (4) 指令・規則は、欧州域内消尽の考え方をとっており、国際消尽の考え方をとっていないため、並行輸入品を差し止めることができ、欧州域内における価格維持を図ることができる。
- (5) アイコン等の画像デザイン、図形商標も保護できる。

5.2 商標への影響

意匠の中にグラフィックシンボルも含まれているため、図形商標も、新規性、独自性の要件を満たせば、商標のように指定商品毎ではなく、製品(商品)の限定なく登録することができ、その効力も全体的印象が異なる限り、あらゆる製品(商品)に及ぶことになる。

また、商標のように、侵害の要件として、商標的使用態様での使用も不要である。

存続期間が出願日から25年間という限定があるものの、商標と比べると安いコストで幅広い保護を受けることができ、共同体意匠は、図形商標保護の新たな道具として利用価値は高いと言える。

また、今後は、図形商標を採択するにあたって、図形商標が意匠として登録されているか否かのチェックも必要となろう。

6. 我が国意匠制度への示唆

- (1) 情報化社会の発展により、デザイン開発も物品に関するものから、操作部が画面に表示されるように、アイコンや画面・画像デザイン等物品から離れたデザインに移行してきている。このようなデザインを的確に保護するためには、指令・規則にあるように、日本の意匠法に、従来の「物品(article)」とは異なった、「製品(product)」なる概念を導入することが望ましいと解する。
- (2) 指令・規則では、登録要件における独自性の範囲と意匠権の保護範囲が条文上一致している。すなわち、意匠を開発する際のデザイナーの自由度を考慮した上で、通常の情報をもつ使用者に対して異なる全体的印象を与えないものは独自性がなく不登録となり、また、意匠権の保護範囲に入ると規定されている(6条, 10条)。日本の意匠法もこのように、登録要件と意匠権の保護範囲を一致させる規定を設けた方が、法体系上もすっきりするのではないかと考える。このような考え方については、いわゆる「牧野レポート」を参照⁽¹⁹⁾。
- (3) 指令・規則は、意匠の定義に、旧英国意匠法にあった「審美性(eye appeal)」の要件を設けていない。改正英国意匠法でも削除され、旧英国意匠法を参考に制定されたシンガポール意匠法にも含まれていない。すなわち、意匠を「製品の外観」という大きな枠組みで捉えている⁽²⁰⁾。日本の意匠の定義には、「美感」が存するが、意匠法5条3号に機能的意匠を排除する規定も設けたことにより、「美感」の役割は終わったものと解する。「美感」は、意匠の定義から削除することが望ましいと解する。
- (4) 規則では、非登録デザイン権について規定があり、アイコンも3年間保護されることになっている。日本には、これに似た不正競争防止法2条1項3号の規定

がある。本号の「商品の形態」にアイコンが含まれる余地もあると解されるが、できれば、立法によりこの点を明確にすることが望ましい。

注

- (1) First Council Directive (89/104/EEC) of 21 December 1988 to approximate the laws of the member states relating to trade marks
- (2) Council Regulation (EC) No. 40/94 of 20 December 1993 on the Community trade mark
- (3) 「指令」は、その達成すべき結果や目的について EU 加盟国を拘束するが、直接適用がなく、達成手段については加盟国に委ねられている。これに対して、「規則」は、単に加盟国を拘束するだけでなく、加盟国の国民にも直接適用される。「指令」も「規則」も、国際条約と異なり、国内議会における批准手続きなしで直ちに加盟国又は国民を拘束する点で実施が迅速である。小林昭寛「欧州における知的財産制度の概要(第1回) 欧州制度の理解のための予備知識と技術関連政策の方向」とつきよ平成11年10月号26頁参照。
- (4) 新しい欧州意匠制度全般について解説した本はまだ出版されていないので、OHIM、英国特許庁のホームページ、FICPI 主催のローマ国際意匠シンポジウム(2001年11月14日から17日)、AIPPI 日本部会主催の「欧州意匠セミナー(モデレーター:水野みな子弁理士/通訳:松岡祐子他)」における知見に基づき解説する。
- (5) 欧州議会・理事会指令の原文については、OHIM のホームページ (<http://www.oami.eu.int/aspects/prokdir.htm>) より入手可能。訳文については、佐藤恵太「デザインの法的保護に関する欧州議会及び閣僚理事会指令 修正案」DESIGNPROTECT No.34 Vol.9-2(1996年)、「意匠の法的保護に関する欧州議会及び EU 理事会指令 98/71/EC (98/71/EG)」AIPPI (1999) Vol.44 No.1 参照。本指令の概説については、Annette Kur「“Freeze Plus” Melts the Ice-Observations on the European Design Directive」IIC Vol.30 No.6/1999、英国特許庁「LEGAL PROTECTION OF DESIGN A CONSULTATION PAPER ON THE IMPLEMENTATION IN THE UNITED KINGDOM OF EC DIRECTIVE 98/71/EC」(2001年2月12日) (<http://patent.gov.uk>) 参照。
- (6) 例えば、争点となっていた欧州共同体商標理事会指令4条(1)(b) [登録要件]における「連想可能性」の意味については、「混同可能性」との二者択一的なものではなく、「混同可能性」の範囲を決めるためのものであるとの判断が欧州司法裁判所からなされた(PUMA 事件 1997年11月11日欧州司法裁判所判決)。
- (7) 前欧州共同体欧州委員会事務総長首席補佐官のボズナー氏の説明によると、「製品」となっているので、ホテルの中の完全なインテリアレイアウトは保護されない。ベルンハルト・ボズナー「意匠の法的保護に関する

欧州議会及びEU理事会指令」DESIGNPROTECT No.46 Vol.13-2(2000) 参照。

- (8) タイプフェイスが意匠法で保護されることになると、特別法でタイプフェイスを保護しているドイツは、各法の調整が必要となるとの指摘がある(Fred Sonnenberg「EU意匠指令(98/71/EC)からみた欧州の意匠保護」AIPPI (2001) Vol.46 No.7 参照)。
- (9) 当該条項の趣旨についてボズナー氏は、「欧州テキスタイル協会が、デザインが侵害されているという訴訟を起こしたとき、被告の方は、必ずでっち上げの証拠をどこからか作ってきて、『テキスタイルでは、このデザインは125年間使われている』といった証拠を持ち出してくるのです。これはテキスタイル協会からの要望で入った一項なのですが、この業界として『どんなに頑張っても気づくはずもなかったという状況の中で、何かが公開されていた場合には、それは先方のもので公表しなくてよしい、それを無視することができる』という条項をいれさせていただきました。(中略)今申し上げたことは、『新規性』という原則を、全体的に弱めるものではないかとお考えになったならば、警告を発しておきます。というのは、こういう条項は本当に極端な状況にだけ適用する、という意図で書かれたからです。例えば、『へんびなところの美術館にあるデザインと同じだ』という議論をふっかけられたときのため、それこそ極端な場合のためにのみ有効な条項である、と考えた方がいいと思います」と説明されている。前傾注(7)ベルンハルト・ボズナー第7頁参照。
- (10) 前傾注(7)ベルンハルト・ボズナー第9頁参照。
- (11) 自動車メーカーからすると自動車のスペアパーツについて意匠権が取得できないと部品メーカーに安いスペアパーツを販売され、収入が減ることになるため、スペアパーツの保護を強く求めることになる。これに対して、スペアパーツに意匠権の保護が認められると、部品メーカーは新規参入ができないため、スペアパーツの保護を除外すべきであるとの主張になり、また、自動車事故の際に安いスペアパーツで修理して、収益を上げたい保険会社も、同様の主張となる。旧英国意匠法では、Must Match に該当する自動車のスペアパーツは、登録できないことになっていた。小林昭寛「欧州における知的財産制度の概要(第1回) - 欧州制度の理解のための予備知識と技術関連政策の方向」とつきよ平成11年10月号29頁、Annette Kur「Freeze Plus Melts the Ice-Observation on the European Design Directive」30 IIC (1999年)、Bernhard Posner「欧州連合における意匠保護 欧州委員会の提案」AIPPI (1997) Vol.42 No.10、佐藤恵太「欧州デザイン制度制定作業の現状」発明(1996-12) Vol.93 No.12 参照。
- (12) シルエット事件 1998年7月16日欧州司法裁判所判決は、「商標権者自身により、またはその同意の下に当該商標を付して欧州経済圏の外で流通におかれた商品につき、商標に関する権利の消尽を予定した国内法規定は、商標理事会指令(1992年5月2日の欧州経済圏協定による改正後のも

- の)7条1項の規定に、合致しない」と判示して国際消尽論を否定し、域内消尽論を採用した。本判決の詳細については、玉井克哉「ヨーロッパ商標法における並行輸入法理の転換(上下)」NBL No.651, No.652(1998年10月,11月)参照。商標理事会指令7条1項における「同意」の意味に関する判決として、Davidoff v A&G Imports, Levi Strauss v Tesco, Levi Strauss v Costco 事件2001年11月20日欧州司法裁判所判決がある。事件の詳細については、Ansgar Ohly「欧州司法裁判所決定に対するコメント 欧州並行輸入問題」CIPICジャーナル120号(2002年1月号)参照。
- (13) フランスのCaroline Casalonga 弁理士の話によると、フランスでは独自性(individual character)について「own character」の語を用いており、各国とも本指令の法律概念を如何に正確に国内法に反映させるか苦労されているとのことである。
- (14) 非登録デザイン権(Unregistered Design Rights)は、デザインがデザイン文書に初めて記録された時、またはそのデザインによる物品が初めて製作された時のいずれか早い方から10年間、または、この記録もしくは製作の時から5年以内に市販がなされれば、その市販の時から10年間存続する。権利の効力は独自創作には及ばない相対的な権利である。非登録デザイン権については、満田重昭「著作権と意匠権の累積」『民法と著作権法の諸問題』法学書院(1993年)、茶園成樹「イギリスにおけるデザイン権によるデザイン保護の現状(上,中)」DESIGNPROTECT No.49(2001), No.52(2001), Edward Lyndon-Stanford「イギリスにおける無登録デザイン権」AIPPI Vol.47, No.1(2002年)参照。
- (15) 英国特許庁ホームページ(<http://www.patent.gov.uk/about/ippd/issues/faq.htm>)参照。
- (16) 欧州共同体意匠規則(案)の概要については、小林昭寛「欧州における知的財産制度の概要(第1回) 欧州制度の理解のための予備知識と技術関連政策の方向」とつきよ平成11年10月号、茶園成樹「ECの共同体デザインに関する規則の修正案について」DESIGNPROTECT 2001年No.50 Vol.14-3参照。
- (17) 施行規則のドラフトは、欧州共同体商標意匠庁のホームページより入手可能(<http://oami.eu.int/en/design/default.htm>)。
- (18) ホース事件昭和49年3月19日最高裁判決は、「意匠法3条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている(意匠法23条)ところから、右のような物品について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し」と判示する。
- (19) 財団法人知的財産研究所「表示画面上に表示された画像デザインに関する保護についての調査研究報告書(茶園成樹委員長)」296頁(牧野利秋弁護士出筆分)は、「意匠法3条2項に創作容易性が明記されたこととの関係から

いっても、意匠法23条は『登録意匠及びこれから当業者が容易に創作をすることができた意匠』に意匠権の保護が及ぶとされるべきであるし、意匠法38条も同様に解すべきであろう。また、意匠法3条2項の規定がある以上、同条1項3号の規定は削除されるべきである」との見解をとられる。

- (20) 満田重昭千葉大学名誉教授は、「わが国の意匠法は『美感を起こさせる』形態が意匠であるという明文を置いています。というものが美しいのかを決定することは現代では困難になっており、イギリス法は早くから『視覚に訴える』という基準を採用してきました。ところが昨年の改正で、「訴える」さえ取って『視覚で判断する』に変えました。(中略)わが国でも、意匠権による保護の前提としての美感とか審美性はあまり重視されず、公衆に知られておらず、かつ、独自性があるという程度の創作性があれば、登録が受けられるという方向に実務上動いているようです」と指摘されている。DESIGNPROTECT No.53(2002年)45頁。

(原稿受領 2002.4.8)